

おもてなし花壇設置事業 業務委託先募集要項

1 業務の目的

愛知県は 1962 年以降 58 年連続して日本一の花き産出額を誇り、多様で高品質な花きを生産する「花の王国」である。

本県では「花の王国あいち」を PRするとともに、県民の花壇づくりのモデルとするため、2015 年度から愛知県庁本庁舎の玄関前に「おもてなし花壇」を設置している。

本業務では本県産花きをふんだんに使用した「おもてなし花壇」の企画から設営、維持管理、撤去までを一体的に委託し、円滑な花壇管理を図ることを目的とする。なお、植替えは概ね月 1 回実施し、常に見頃の状態を維持することとする。

2 業務の内容

別添「おもてなし花壇設置事業業務委託仕様書」のとおり。

3 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 委託金額限度額

2,268,000 円以内（消費税及び地方消費税込み）

(3) 契約保証金

愛知県財務規則第 129 条の 2 により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額とする。ただし、規則第 129 条の 3 の各号のいずれかに該当する場合は全額又は一部を免除する。

(4) 契約期間

契約締結日（2021 年 5 月上旬予定）から 8 月 31 日（火）まで

(5) 委託費の支払条件

精算払いとする。

4 事業者の選定

企画提案を募り、選考を経て 1 事業者を決定し、業務を委託する。

5 募集期間

2021 年 4 月 6 日（火）から 4 月 19 日（月）まで

6 応募資格

植物の管理に精通しており、花きの装飾に豊富な経験と人的資源、企画力、技術等を有する者とする。また、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者で

あること。

- (2) 「令和2・3年度愛知県入札参加資格者名簿」登録業者で、契約の日までに以下の取扱内容の全てに登録されていること。
 - ア 業務（大分類）「03. 役務の提供等」
営業種目（中分類）「01. 建物等各種施設管理」
取扱内容（小分類）「10. 植物管理」のうち、（細分類）「03. 草花管理」
 - イ 業務（大分類）「03. 役務の提供等」
営業種目（中分類）「03. 映画等制作・広告・催事」
取扱内容（小分類）「03. 催事」のうち、（細分類）「03. 展示」
 - ウ 業務（大分類）「03. 役務の提供等」
営業種目（中分類）「03. 映画等制作・広告・催事」
取扱内容（小分類）「04. デザイン」のうち、（細分類）「01. デザイン」
- (3) 事業を円滑に推進し、不測の事態にも迅速な対応ができるよう、県内に主たる事業所を持っていること。
- (4) 公募の日から契約の日までの間に、県から指名停止を受けている日が含まれないこと。
- (5) 代表者が破産者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (8) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に掲げる排除措置の対象となる団体ではないこと。

7 応募方法等

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式1）

企画提案書には次の資料を添付すること。

- ・ 5月花壇のデザイン図（看板等の造作物を含む）

（A4判横カラー1枚とし、平面図と立体図を入れること。）

イ 見積書（宛名は「愛知県知事」とすること。）

ウ 応募者の概要が分かる資料（資本金、従業員数等の記載のあるもの）

エ 定款及び寄付行為、規約等

オ 直近3か年の決算報告書

法人設立直後で決算を迎えていない場合は企画提案書（様式1）の1「提案者の概要」に「法人設立直後で決算未到来」と記入すること。

カ 国税及び地方税について滞納がないことの証明書

キ 諸規定（経費の積算基礎となるもの）

ク 社会的価値の実現に資する取組の申告書（様式2）

記載されている取組について、該当する取組がある場合、必要書類及び添付書類

を企画提案書に添えて提出すること。

※紛失等により登録証等を所持していない場合は、登録等の事実について書面（再発行された登録証等又は証明書など）により確認するものとする（別紙1「登録証明書」参照）。

(2) 提出部数

7部（正本1部、副本6部）

(3) 提出期限

2021年4月19日（月）午後5時（必着）

※募集期間の受付時間は、土日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。
この期限までに全ての必要書類の提出がないものは、受け付けすることができない。

(4) 提出方法

持参若しくは郵送等で提出する。

※郵送等の場合は、配達の場合で期限時刻までに届かない場合もあるので、期限に余裕を持って送付すること。

(5) 企画提案書作成上の注意

ア 書類の様式

用紙サイズはA4判（横書きとし、ページ番号付き）とし、原則として様式は変更しないこと。

イ 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- (ア) 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- (イ) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- (ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (エ) 募集要項に違反すると認められる場合
- (オ) 第三者の著作権等の権利を侵害した場合

ウ 複数提案の禁止

応募者は、複数の提案書類の提出はできない。

エ 提出書類の変更の禁止

提出書類の問合せ、変更、差し替え又は再提出には原則として応じない。

オ 提出書類の管理等

- (ア) 応募書類は返却しない。
- (イ) 提出書類に係る個人情報、当業務の目的に限って利用し、厳重に管理する。
- (ウ) 採用された企画提案書の著作権は県に帰属するものとする。
- (エ) 提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画書は県と協議の上、決定する。

(6) 提出先及び問合せ先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県農業水産局 農政部 園芸農産課 花きグループ
担 当 紀岡、玉越
電 話 052-954-6419 (ダイヤル)
F A X 052-954-6932
メール engei@pref.aichi.lg.jp

8 公募説明会の開催

(1) 日 時

2021年4月9日(金) 午前10時から午前10時30分まで

(2) 場 所

愛知県庁 自治センター 6階 第601会議室

(3) 申込期限

2021年4月8日(木) 午後5時

(4) 申込方法

「事業者名」、「出席者氏名」、「事業所住所」、「事業所電話番号」、「事業所FAX番号」、「事業所メールアドレス」を明記の上、ファックス又はメールで申し込むこと。

なお、FAXの送り状あるいはメールの件名等に「おもてなし花壇設置事業説明会」と明記すること。

(5) 申込先

「7(6) 提出先及び問合せ先」に記載のFAX又はメールアドレスと同じとする。

(6) その他

ア 説明会への出席が応募の条件とはならないが、できる限り出席すること。欠席により不利益を受けた場合、県はその責任を負わないこととする。

イ 必要書類は、出席者が県Webページからプリントアウトし持参すること。

ウ 各事業者の出席者数は最大1名とする。

エ 応募に関する問合せは原則として公募説明会のみで受け付ける。

9 提案の審査・選定等

(1) 審査方法等

提出後は県が書類の形式審査を行い、別に設置する審査委員会で応募者の審査と選定を行う。

なお、審査は非公開で行い、審査に関する問合せには応じない。また、審査委員会の構成員氏名等についても公表しない。

(2) 審査委員会

審査委員会において、応募者からプレゼンテーションを行うこととする(1応募者あたり説明10分、質疑応答10分を予定)。

なお、審査委員会は以下のとおり開催する。

ア 日 時

2021年4月26日（月）午後2時から午後4時まで

※企画提案者は自己のプレゼンテーション時間のみ入室。

プレゼンテーション時間については、追ってメール等で連絡する。

イ 場 所

愛知県庁 西庁舎 5階 海区漁業調整委員会委員室

ウ 集合場所

愛知県庁 西庁舎 5階 農業水産局農政部園芸農産課

エ 審査基準

別表「企画提案書の評価項目及び評価基準」のとおり。

(3) 予備審査

応募者が6件以上の場合、以下のとおり審査委員会事務局による予備審査を行う。

なお、予備審査も非公開とし、構成員氏名等についても公表しない。

ア 提出書類の書面審査を行う。

イ 審査基準は審査委員会に準ずる。

ウ 応募者の順位を付け、上位5件を審査会へ付議する。

エ 予備審査会の結果は、審査委員会の審査に影響を及ぼさない。

オ 予備審査会の結果は、全ての応募者へメール等で通知する。

(4) 選定

審査委員会の結果を踏まえて、県が委託先を選定する。

(5) 通知

審査結果は選定後、速やかに応募者へ文書で通知する。

(6) 契約

選定した委託先と、委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約する。なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉する。

応募時の見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。

10 スケジュール（予定）

2021年 4月 6日（火）	応募開始
4月 8日（木）	説明会の申込期限
4月 9日（金）	説明会
4月 19日（月）	応募締切
4月 26日（月）	審査
5月上旬	委託先の決定、契約
5月上旬	植替え（1回目）
6月	植替え（2回目）
7月	植替え（3回目）

8月	植替え（4回目）
8月31日（火）	業務完了、実績報告書の提出
9月上旬	完了検査、請求書の提出
10月中旬	委託料の支払い

11 その他

提出書類の作成及び提出、説明会及び審査会の出席に必要な経費については、各応募者の負担とする。

企画提案書の評価項目及び評価基準

1 事業実施項目

評価項目	評価項目の着目点	評価基準	配点
実施体制	組織体制	本業務を受託するのに適した組織体制か。	5
	類似業務の実績	過去の実績があり、花壇の植栽等の専門的な知識・技術を有しているか。	10
	業務の実施体制	主たる担当者の過去の実績があり、花壇の植栽等の専門的な知識・技術を有しているか。	5
		担当者は複数人体制か。	5
企画提案	テーマ	テーマ設定・内容は優れているか。	10
	デザイン	立体的で高いデザイン性を有しているか。	10
		個人や企業等における花き需要を喚起するデザインとなっているか。	10
		設置場所にふさわしい内容となっているか。	10
		具体的で実現可能か。	10
	スケジュール	業務実施スケジュール（植え替えやメンテナンス時期など）は適切か。	10
経費積算	必要経費	必要経費項目が計上されているか。	5
	金額の妥当性	花材費や資材費等の見積り金額は妥当か。	10
小 計			100

2 社会的価値の実現に資する取組項目

政策分野	評価項目	配点
環境に配慮した事業活動	①IS014001、②エコアクション 21、③KES、④エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けている。	0.5
	⑤自動車エコ事業所の認定を受けている。	0.5
障害者等への就業支援	⑥障害者雇用状況の報告義務がある事業主で、障害者法定雇用率を達成している。（障害者雇用状況の報告義務がない事業主である場合も加点対象とする。）	0.5
	⑦名古屋保護観察所に協力雇用主としての登録を受け、保護観察対象者等（同一人物）を継続して3か月以上雇用していること。（※1：協力雇用主の登録のみ）	0.5
男女共同参画社会の形成	⑨あいち女性輝きカンパニーの認証を受けている。（※2：⑧女性の活躍促進宣言のみ）	0.5
	⑩えるぼし認定もしくはプラチナえるぼし認定を受けている。	0.5
仕事と生活の調和	⑪愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けている。	0.5
	⑫あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出している。	0.5
	⑬くるみん認定もしくはプラチナくるみん認定を受けている。	0.5
その他	（エコモビリティライフの推進） ⑭あいちエコモビリティライフ推進協議会に加入し、⑮エコ通勤優良事業所の認証を受けている。	0.5
	（安全なまちづくりと交通安全の推進） ⑯愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録を受け、活動報告書を提出している。	0.5
	（健康づくりの推進） ⑰愛知県健康経営推進企業の登録を受けている。	0.5
小 計	全体に占める配点割合は、概ね5～6%以内	6
合 計		106

（※1）⑦保護観察対象者等を雇用していないが、「協力雇用主の登録」を受けている場合には、本項目に設定する配点の2分の1に相当する点数を付与する。

（※2）⑨あいち女性輝きカンパニーの認証は受けていないが、当該認証を受けるための要件の1つである「⑧女性の活躍促進宣言」を提出している場合には、本項目に設定する配点の2分の1に相当する点数を付与する。